

入会規則

2013年2月1日制定

2013年3月1日改訂

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人縮小社会研究会（以下、「本法人」と称す）の入会について、本法人の定款第6条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

(資格)

第2条 定款第6条の規定によって、本法人の会員として入会することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 準会員は、当法人の目的に賛同して入会した学生とする。
- (3) 賛助会員は、当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体とする。

(手続)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書に所定の事項を記載して申し込みをしなければならない。定款第6条の理事会の承認を得た後、直ちに入会金および当該理事会に承認された日の年度の年会費を本法人の指定する口座に振り込まなければならない。

2 定款第6条の理事会の承認の効力は、入会金および当該理事会に承認された年度の会費の全額を本法人の指定する口座に振り込んだときに生じる。

3 第1項の理事会の承認を得た者が、承認後3ヶ月以内に入会金および当該理事会に承認された日の年度の会費を本法人の指定する口座に振り込まなければ、入会の申し込みを解除したものとみなす

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

(附則)

この規程は、2013年2月1日から施行する。